

vol. 2205

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館  
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

# 大分県高教組情報

【発行者】横道 信哉 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- 地公労2019年度当初予算交渉
- 教職員共済から「20代から40代のライフデザインセミナー」開催のお知らせ

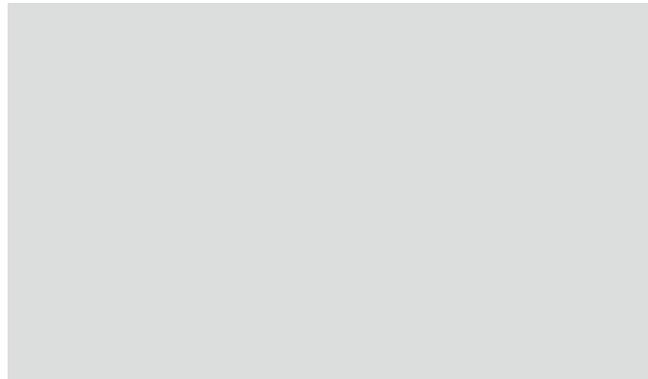
## 地公労 2019年度当初予算交渉

総務部長交渉 6月3日(月)13:00～ 知事交渉 6月7日(金)16:00～  
県庁本館 人事課分室

大分県地方公務員労働組合共闘会議(地公労:議長 岡部勝也県教組委員長)は、2019年当初予算総務部長交渉を行いました。例年、年度末の2月に行われる当初予算交渉ですが、4月に知事選挙があった関係で、年度を明けての開催となりました。交渉団から厳しい職場実態や生活実態を訴えながらの粘り強い交渉で、今年度については、子の看護休暇、短期の介護休暇、扶養親族の移転料等に関わって、改善を勝ち取ることができました。

\*\*\*\*\*

### ◎ 総務部長交渉: 6月3日(月) 高教組 22名



冒頭、岡部議長から「先日春闘交渉を行ったばかりであるが、課題の元は同じであるのでしっかり議論をしていきたい。また、超勤時間の上限規制や会計年度任用職員制度についての内容も含めた交渉になるものと思っている。」と述べ、これに対し、和田部長は「前回の交渉を踏まえた交渉にしていきたい。みなさんの意見を聞き、誠意を持って対応する。」と応じ、以下のような回答ならびに補足説明と検討結果を述べました。

#### 6月3日回答(冒頭)

- 1 給与改定財源の予算計上については、地方財政計画に沿った措置を取りたい。ただし、予算計上してなくても、給与改定財源については、人事委員会の勧告が行われ、皆さん方との話し合いで決まれば、これまでどおりその確保について最大限の努力をしていきたい。
- 2 職員の健康管理については、引き続き努力したい。

- 3 地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う臨時・非常勤職員の取扱いについては、令和2年4月1日より次のとおりとしたい。
  - (1) 会計年度任用職員制度を導入し、その給料及び報酬については条例で定める額を上限として任命権者が定める額を支給する取扱いとしたい。
  - (2) パートタイム会計年度任用職員に期末手当及び通勤に係る費用弁償を支給したい。
  - (3) 臨時的任用職員の給与、退職手当及び旅費については、それぞれ、正規職員に係る条例を適用したい。
- 4 時間外勤務の上限時間の設定については、条例を改正のうえ任命権者が規則で定めることとしたい。

#### 《総務部長補足説明》

○給与改定に伴う給与改定財源の予算計上については、従来から国の地方財政計画に沿って措置しているが令和元年度は国の地方財政計画では給与改善費を計上していないので、本県においても同様に対応したい。なお、予算計上はしていなくても、皆さん方との話し合いの結果、給与改定を行うことになれば、これまでどおり、その財源確保に最大限努力したい。

○職員の健康管理について、これまで、知事部局では「健康サポートセンター」を、教育委員会では「教職員健康支援センター」を設置するなど、教育委員会とも協力しながら、職員が安心して仕事ができる職場環境づくりに努めてきた。今後とも、皆さん方が安心して職務に精励できるように、職員の健康管理にはできる限り配慮したい。

○令和2年4月から施行される改正地方公務員法等の対応

については、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、「特別職」の範囲が、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化されるとともに、「臨時的任用」の対象が、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化されることとなった。また、法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等が明確化された。併せて、会計年度任用職員については、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備された。このような経緯を踏まえ、これまで、国や他県の状況を詳細に調査し、その結果、本県においても、次の第2回定例会において、会計年度任用職員の給与及び報酬に係る基本的事項などを定めるため、関係条例の改正及び新設を行いたい。

条例に規定する主な内容としては、回答にあるとおり、(1)会計年度任用職員制度を導入し、その給料及び報酬については、条例で定める額を上限として任命権者が定める基準により支給すること、(2)パートタイム会計年度任用職員に期末手当及び通勤に係る費用弁償を支給すること等であり、併せて、(3)のとおり、臨時的任用職員の給与、退職手当及び旅費については、それぞれ、正規職員に係る条例を適用したい。

なお、臨時的任用職員及び非常勤職員については、それぞれ任用実態が異なることから、これまでも、任命権者ごとに協議してきた経緯があるので、詳細については、これまでどおり、任命権者ごとに協議したい。

○時間外勤務の上限時間の設定については、長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、原則として本年4月から施行された。また、国家公務員においても、昨年8月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、同じく本年4月から人事院規則が改正された。

このような経緯を踏まえ、これまで、国や他県の状況を詳細に調査し、その結果、長時間労働の是正に向けた取組を一層推進していく観点から、本県においても、時間外勤務の上限時間を規定することが適当と判断し、次の第2回定例会において、職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例並びに学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例を改正し、時間外勤務の上限を規則で定めるための根拠規定を設けたい。

なお、具体的な時間外勤務の上限時間等については、各任命権者の規則で規定することとなるので、詳細は任命権者ごとに協議したい。

○その他休暇の改善等については、これまで皆さん方と話し合いをし、改善してきた結果、いずれも国や各県と比較して遜色ないものとなっているので、現行の取扱いでお願いしたい。

**<主な協議事項>**

●会計年度任用職員制度導入に関連して、非常勤の教職員が部活動で苦しんでいる状況がある。実態把握をする必要

があるのではないか。

●新テスト導入等に絡んで保護者負担が増大し、格差が拡大する懸念がある。特定の子どもたちが不利益を被ることがないように予算措置をお願いしたい。

●「働き方改革」と言われているが、出張等が多く書類の提出は期限に間に合わない状況である。業務量が職員間で偏りがあることも一因であることから、スクラップする意識を持つことを管理職には徹底してもらいたい。

●現在勤めている臨時学校司書は、スキルがあるにもかかわらず年齢の関係で採用試験が受けられず、毎年不安に過ごしている。その人たちが報われるような配慮をお願いする。また、高校には新聞を4紙置くという財政措置があるはずだが、そうっていない。実態把握をして規定通りにしてほしい。

●工業の教員不足が深刻である。全国産振もあり、予算措置を行い人材確保に努めてほしい。産業教育は高校だけの問題でなく県の基盤となるものである。

●双国校の統合の件だが、小さい学校だから行きたいという生徒もいる実態もある。様々な観点から物事はとらえてほしい。1クラス40人の中ではうまくやっていけない生徒への配慮も欲しい。

●介護休暇については、今後さらに必要となる人が増えてくる。更に充実したものにしてもらいたい。また、介護を抱えている職員が安心して働ける制度にしてほしい。

\*\*\*\*\*

30分の検討休憩ののち、部長から以下のような回答ならびに検討結果が示されました。

6月3日回答（最終）

前回の回答に、次のとおり追加する。

- 1 緊急呼出しにおける駐車場の利用料金については、令和元年8月1日から、限度額を1日につき2千円に改めたい。
- 2 公務旅行前後における駐車場の利用料金については、大手町駐車場の廃止の日から、1日につき2千円を限度に、旅費で精算支給できる取扱いに改めたい。
- 3 扶養手当における扶養親族の給与所得確認については、所得額証明書による年間所得額が65万円未満の場合にあっては、給与支払証明書類を不要とする取扱いに改めたい。

**《総務部長補足説明》**

○緊急呼出しにおける駐車場の利用料金については、平成28年度当初予算交渉における皆さん方の要求を踏まえ、同年4月1日から、1日につき千円を限度に、所属の大手町駐車場プリペイドカードで対応する取扱いとし、当該対応ができない場合については、旅費で精算支給できる取扱いとした。しかしながら、本日の交渉の中で、「千円の上限では足りない場合がある」、また、「公務旅行中の駐車場利用料金は上限が2千円となっている」との主張があったことを踏まえ、検討を行い、その結果、回答のとおり、令和元年8月1日から、限度額を1日2千円に改めたい。

○公務旅行前後における駐車場の利用料金については、平成20年度当初予算交渉において、1日につき千円を限度

に大手町駐車場プリペイドカードで対応する取扱いとし、平成28年度当初予算交渉において、限度額を1日2千円に改めた。しかしながら、本日の交渉の中で、「大手町駐車場の廃止が予定されていることを踏まえ、公務旅行中の駐車場利用料金と同様に、旅費での精算支給を認めてもらいたい」との主張があったことを踏まえ、検討を行い、その結果、大手町駐車場の廃止の日から、1日2千円を限度に、旅費で精算できる取扱いに改めた。

○扶養手当における扶養親族の給与所得確認における提出書類について、本日の交渉の中で、「負担軽減のためにも、提出書類の簡素化をしてもらいたい」との主張があったことを踏まえ、検討を行い、その結果、次の所得確認の際から、回答のとおり、所得額証明書による年間所得額が65万円未満の場合にあっては、給与支払証明書類の提出を不要とする取扱いに改めたい。

#### 《検討結果》

○障がい有する職員の負担軽減に関する措置について、交渉の中で要求のあった「障がい有する職員の時差通勤制度や休憩時間の弾力化」については、他県に動きがない中、現時点ですぐに導入することは難しいと考えているが、皆さん方の主張については、上司に伝えたい。

○扶養親族にかかる移転料の支給要件緩和について、本日の交渉の中で「引越越し料金高騰の中、扶養親族が1年を超えて転居せざるを得ないケースもあるので改善してほしい」との主張については、国や他県との均衡を考慮すると難しい問題ではあるが、皆さんの主張は上司に伝えたい。

○子の看護休暇及び短期介護休暇にかかる取得日数の取扱いについては、交渉の中でも申し上げたとおり、本県の休暇制度は、国や他県に比べて有利な制度となっているが、本日の皆さん方の主張については、上司に伝えたい。

#### ◎知事交渉：6月7日（金）高教組25名

最後に岡部議長は「今回は精一杯の対応を総務部長にしてください。7日の交渉では副知事には冒頭から踏み込んだ回答をお願いします。」と述べ、17時30分に総務部長交渉を終了し、議論は6月7日の知事交渉に送られました。

\*\*\*\*\*

6月3日に実施した地公労総務部長交渉を受け、広瀬知事の全権委任を受けた二日市副知事から、当局側の検討結果を踏まえ、右下のとおり文書回答が示され、以下のような補足説明がありました。

#### 6月7日回答

- 1 子の看護休暇について、年の途中で対象となる子の人数が複数から1人となった場合の取得日数については、令和元年7月1日から、複数の子が対象となっていた時点における残日数（残日数が5日を超えるときは5日）の範囲内で付与する取扱いに改めたい。なお、本年4月以降に、対象となる子の人数が複数から1人となった職員に対する経過措置については、別途事務的に協議したい。
- 2 短期介護休暇について、年の途中で対象となる要介護者の人数が複数から1人となった場合の取得日数については、令和元年7月1日から、複数の要介護者が

対象となっていた時点における残日数（残日数が5日を超えるときは5日）の範囲内で付与する取扱いに改めたい。

3 障がい有する職員を対象とした時差通勤制度及び休憩時間の弾力的運用については、令和元年7月1日から、国に準じて導入したい。なお、具体的な取扱いについては、別途任命権者ごとに協議したい。

4 やむを得ない事情により職員の赴任時に帯同できなかった扶養親族が、当該事情の解消により当該職員と同居することとなった場合の移転料については、令和元年8月1日から、当該職員が赴任を命じられた日の翌日から3年を限度として支給対象とする取扱いに改めたい。

○子の看護休暇について、年の途中で対象となる子の人数が複数から1人となった場合の取得日数については、現行、1人の場合の上限である5日から取得済みの日数を減じた日数を付与する取扱いとしているが、先の総務部長交渉での皆さん方の主張を踏まえて検討した結果、回答のとおり、令和元年7月1日から、5日を限度として、複数の子が対象となっていた時点における残日数を付与する取扱いに改めたい。なお、本年4月以降に、子の進学等により対象人数が複数から1人となった職員に対しては経過措置を設けることとし、詳細については別途事務的に協議したい。

○短期介護休暇について、年の途中で対象となる要介護者の人数が複数から1人となった場合の取得日数については、現行、1人の場合の上限である5日から取得済みの日数を減じた日数を付与する取扱いとしているが、先の総務部長交渉での皆さん方の主張を踏まえて検討いたしました結果、回答のとおり、令和元年7月1日から、5日を限度として複数の要介護者が対象となっていた時点における残日数を付与する取扱いに改めたい。

○障がい有する職員の負担軽減について、先の総務部長交渉での「障がい有する職員が働きやすい職場環境整備が必要であり、他県に先駆けた取組みが必要だ」との皆さん方からの主張を踏まえて検討した結果、回答のとおり、令和元年7月1日から、国に準じて導入したい。なお、具体的な取扱いについては、別途任命権者ごとに協議したい。

○扶養親族にかかる移転料の支給対象期間について、現行は、職員の赴任後に、別途、扶養親族が移転することとなった場合の移転料については、職員が赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に限り支給できる取扱いとしているが、先の総務部長交渉での「引越代高騰の中で、扶養親族が1年を超えて転居せざるを得ないケースがあるので、何かできる工夫をしてもらいたい」との主張を踏まえ検討し、そ

の結果、単身赴任手当における一時帯同後に別居せざるを得なくなった場合の取扱いを参考に、回答のとおり、やむを得ない事情により職員の赴任時に帯同できなかった扶養親族が、当該事情の解消により職員と同居することとなった場合には、令和元年8月1日から、職員が赴任を命ぜられた日の翌日から3年を限度として支給対象とする取扱いに改めたい。

《副知事口頭見解》

○総務部長交渉で議論のあった「休暇を取得しやすい環境づくり」等の課題については、交渉の中で総務部長が申し

上げたとおり、当局として、引き続き努力してまいりたい。特に、「時間外勤務の縮減」については、今回の時間外勤務の上限規制明文化を契機として、勤務時間の適正な把握に一層務めるとともに、管理職に対しては、職員とのコミュニケーションをしっかりとることで、現場実態の把握や組織マネジメントにつなげるよう、機会を捉えて強く指導するなどのとりくみを行い、現場の皆様が目に見える形で時間外勤務縮減の成果を示せるよう努力してまいりたいし、教育委員会に対してもできる支援をしたい。

\*\*\*\*\*

交渉団は、これを精一杯の回答と判断し、最後に岡部議長が、「本当に困っている職員が助かると感じる回答をもらった。これが精一杯の回答であると判断した。」と述べ、16：18に妥結しました。その後、単組ごとに課題の投げかけを行い、高教組からも下記のとおり課題提起を行いました。

- ① 高校再編に関わって、先日国東高校双国校について来年度以降の生徒募集停止の検討が公表されたが、地域住民の意向がどれだけ反映されているのかわからない。姫島からフェリーで通っている生徒もおり、そのような生徒は通学できなくなる。私たち教職員の中にも高校再編により長距離通勤を強いられる者も出てくる。条件整備をしっかりと行った上で考えてもらいたい。高校の存在は地域にとって重要なことであるので、保護者や生徒の理解を十分に得た上で考えてほしい。
- ② 「第3次特別支援教育推進計画」に関連して、もう・ろう学校の新しい校舎や寄宿舎について現場の教職員から問題が多いという声が上がっている。私たちの声を聞く場をしっかりと設定してほしい。今後は別府支援学校の再編計画等もあり、子どもたちや学校の実態を一番わかっているのは現場の教職員や生徒の保護者であることから、しっかり声を聞いた上での対応をしてほしい。合理的配慮が義務付けられ各学校で対応をはかっているところであるが、通級指導については一部の学校のみでの実施でまだまだ十分とは言えない現状であることを認識してほしい。
- ③ 会計年度任用職員制度については、現場実態に即した制度設計をお願いしたい。

あんしん むすぶ  
教職員共済

<http://www.kyousyokuin.or.jp/>

# 20代から40代の ライフデザインセミナー

を開催いたします！

開催日時

2019年8月17日(土) 10:00~12:00 定員 100人

会場:大分県教育会館 2階 201 研修室 (大分市大字下郡 496-38)

セミナー内容

－ 退職後に安心して生活するために今から準備できること －

- ①公的年金 ②退職手当について
- ③三大資金と貯蓄について ④保障見直しについて

対象者：教職員とご家族

教職員の皆様の、生活設計を支援することを目的に『ライフデザインセミナー』を開催します。

在職中から退職後までを見通した生活設計を考えるとともに、現状の生活スタイルや保障内容を見直す「きっかけ」になればと思っています。

参加ご希望の方は教職員共済大分県事業所までご連絡ください。

※お申込みは先着順となります。定員となり次第、締め切らせていただきます。

※旅費等は準備しておりませんのでご了承ください。

「今後の生活に様々な不安があるけれど、じっくり考える余裕がない」

日々多忙な教職員の皆さまの生活設計に、お役に立ていただけるセミナーです。ぜひ皆さまお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

教職員共済イメージキャラクター  
あむりん



お問合わせ  
お申込みは

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 大分県事業所

〒870-0951 大分市大字下郡 496-38 大分県教育会館2F

電話 (097)556-4300 FAX (097)556-4441